

学会認定優良プログラム施設申請について

Q & A

Q 1 : 原則的に学会理事とレジストリー・施設認定制度委員会委員が所属する施設以外の施設では、2016 年 7 月まではレジストリーを開始することなく、他の条件を認めていれば規定の日時（4/30）までに申請書を提出すればよいのでしょうか？

A 1 : はい、その通りです。ただし、この運用は、初年度平成 28 年度のみ移行措置です。

Q 2 : レジストリーの内容、方法は 2016 年の総会で示され、その後 2016 年 7 月以降 9 月末までの登録状況が順調であれば認可するということでしょうか？

A 2 : 2016 年の総会時に本運用のご案内予定です。その後、把握可能な直近 3 か月間の登録状況により判断することになります。また、レジストリーの登録開始日は各施設の準備状況により異なりますので、2016 年 9 月 1 日の初回認定日より遅れた認定日になることをご承知下さい。

Q 3 : 審査料はいつ支払うのでしょうか？

A 3 : 審査は申請締め切り後に行います。審査料は、申請書内容を確認しましたら、学会事務局よりお振込依頼を送付しますので、その際に定められました期日までに学会所定口座にお振込み下さい。

Q 4 : 施設内（院内）倫理委員会の承認は必要でしょうか？

A 4 : 各ご施設の状況にもよりますが、予後調査が含まれており、基本的にはレジストリーに関する倫理審査は必要と考えられます。

Q 5 : 患者の承諾をとる必要があると思われませんが、その書式は各施設で用意するのでしょうか？

A 5 : 倫理審査関連の書類に含まれていますが、各ご施設の倫理審査に準じたフォーマットに変更して頂いて結構です。また、各施設の倫理委員会で承認が得られるのであれば、厚生労働省による「疫学研究に関する倫理指針」を遵守する範囲内で書面による同意取得を免除可能の場合もあります。各ご施設の倫理審査の条件でご判断下さい。

Q 6 : 申請書作成時点では、認定医・上級指導士が不在です。認定医・上級指導士を申請中の場合、優良プログラム施設認定の申請書提出は可能でしょうか。

A 6 : 認定医・上級指導士の認定日は毎年 9 月 1 日です。優良プログラム施設認定の申請書提出は、翌年以降になります。

Q 7 : 患者教育プログラムを作成し運用している→具体的な方法をお示し下さい。特にプログラムとして作成はしていないのですが、どのように運用すれば良いのでしょうか？

A 7 : 学会が作成した心臓リハビリ標準プログラムに基づいて患者教育を行うことです。各施設にあわせたプログラムの作成と運用をお願いいたします。

Q 8 : 医師または医師の指示に基づき、看護師が個別面談・生活指導を実施している。→リハ患者を対象としたものですか？ そうであれば全例実施するのですか？

A 8 : 心臓リハビリ患者を対象とし、原則全例になります。

Q 9 : 優良プログラム申請条件の、「認定医または上級指導士が 1 名以上勤務している」は非常勤でも可能でしょうか？

A 9 : 常勤の認定医または上級指導士です。